

前潟駅飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザルにおける 事業候補者選定要領

1 趣旨

この要領は、盛岡市が行う前潟駅飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザルにおいて、公募に応じ提案を行った事業者（以下「応募者」という。）の中から、最も優れた応募者（以下「事業候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 前潟駅飲料等自動販売機設置事業者選定委員会の設置

- (1) 応募者の中から事業候補者を選定するため、前潟駅飲料等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会の委員は次のとおりとする。
 - ア 委員長 建設部長
 - イ 副委員長 建設部次長
 - ウ 委員 環境企画課長、交通政策課長
- (3) 選定委員会の事務を処理するため、事務局を建設部交通政策課に置く。

3 選定の手順

(1) 参加資格の確認審査

ア 提出書類の確認

- (ア) 事務局は、前潟駅飲料等自動販売機設置に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）の「6 応募方法」の(1) 応募書類に掲げる書類が、応募者から全て不備なく提出されていることを確認する。
- (イ) 書類の欠損又は記載の不備等がある場合は、失格とする。ただし、誤字又は一部記載漏れ等の軽微な場合は、この限りではない。

イ 参加資格の審査

- (ア) 事務局は、応募者からの提出書類をもとに、募集要項の「5 応募資格」に示す条件を応募者が満たしていることを審査する。
- (イ) 参加資格を満たしていない場合又は確認できない場合は、失格とする。

(2) 価格提案書の審査及び採点

- ア 事務局は、(1)の参加資格確認審査により資格があると認められた応募者から提出された「価格提案書」に記載された提案価格が予定価格（最低賃貸料）以上であることを審査する。
- イ 応募者の提案価格が予定価格（最低賃貸料）に満たない応募者は失格とし、実績及び提案の審査は行わない。

(3) 提案価格の採点

事務局は、別表1「提案価格採点基準表」に基づき提案価格（以下「価格点」という。）を採点する。

(4) 実績及び提案等の審査及び採点

ア 選定委員会の委員は、別表2「実績及び提案内容等採点基準表」に基づき、各応募者の実績及び提案等を審査し採点する。

イ 選定委員会の委員は、実績及び提案等の内容に疑義が生じた場合、事務局がその内容を応募者に確認するほか、必要に応じて応募者に追加資料を請求することができる。

ウ 選定委員会の委員による採点は、各応募者の合計点を委員の数で除し、小数点以下を切り捨て算定した数値を各応募者の内容点とする。

(5) 評価点の算定

各応募者の価格点及び内容点を合算し、応募者の評価点を算定する。

(6) 事業候補者の選定

ア 選定委員会は、評価点を確認し、評価点が最も高い応募者を事業候補者として選定する。

イ 複数の応募者の評価点が同点である場合は、価格点が高い者を事業候補者として選定する。

4 審査の非公開

審査の経過及び内容は、原則として非公開とする。

5 選定結果等の公表

(1) 選定結果は、書面により応募者全員に通知するほか、市ホームページにおいて事業候補者及び応募者数を公表する。

(2) 審査経過及び内容に関する問い合わせには応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。